

一宮市狭あい道路対策事業助成金等交付要綱

(目的等)

- 第1条** この要綱は、市民生活における良好な環境の整備を実現させるため、住宅が密集する地域の狭あい道路を対象として、建築主等に助成金等を交付することにより、狭あい道路と後退通路を合わせた土地の一体的な活用の促進を図り、安全で住みやすいまちづくりに資するために必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 前項の助成金等の交付については、一宮市補助金等交付規則（昭和 37 年規則第 18 号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

- 第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) **狭あい道路** 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 42 条第 2 項に規定する道路及び市長がこの要綱の適用を必要と認めた幅員 4 メートル未満の道路をいう。
 - (2) **建築主等** 建築主、土地の所有者及びその他土地を使用する権利を有する者をいう。
 - (3) **後退通路** 次のいずれかに該当する部分（以下「後退用地」という。）であって、一般の通行の用に供する部分をいう。
 - ア 狭あい道路の境界線と当該狭あい道路の中心線からの水平距離 2 メートルの線の間部分
 - イ 当該狭あい道路がその中心線からの水平距離 2 メートル未満でがけ地、川、線路敷地その他これらに類するものに沿う場合においては、当該がけ地等の当該狭あい道路の側の境界線と当該境界線から当該狭あい道路の側に水平距離 4 メートルの線の間部分（当該狭あい道路を除く。）
 - (4) **隅切り用地** 狭あい道路の中心線から水平距離 2 メートルの線が、幅員 4 メートル以上の道路の境界線又は他の狭あい道路の中心線からの水平距離 2 メートルの線と交わる箇所において、隅切りの用に供する土地の部分をいい、原則、二等辺三角形とし、隅切りの斜辺は 3 メートルとする。
 - (5) **後退用地等** 後退用地及び隅切り用地のうち、この要綱により助成金等の交付の対象となるものをいう。
 - (6) **寄付道路** 土地所有者が、後退用地等の私有及び法人財産を公衆用道路

として一宮市に寄付採納するものをいう。

(対策を促進する狭あい道路)

第3条 この要綱に基づき狭あい道路対策事業を促進し、助成金等の対象とする道路は、防火地域、準防火地域内にある狭あい道路とする。

(助成金等の内容)

第4条 市長は、建築主等に対して、予算の範囲内において、次に掲げる助成金等を交付することができる。

- (1) **分筆測量及び分筆登記助成金** 後退用地等を寄付採納する場合、分筆測量及び登記に要する費用の一部に対する助成金
 - (2) **隅切り用地奨励金** 隅切り用地を寄付採納することに対する奨励金
 - (3) **整備助成金** 建築主等が、後退用地を整備し、一般の通行の用に供することに要する費用に対する助成金
 - (4) **通路使用奨励金** 建築主等が、後退用地を整備し、一般の通行の用に供することに協力することに対する奨励金
- 2 市長は、次の表1及び表2の左欄に掲げる場合に、それぞれ同表の右欄に掲げる助成金等を交付の対象とすることができる。ただし、寄付道路として助成金等の対象とする場合は、整備助成金及び通路使用奨励金は交付対象外とする。

表1

対策内容	助成金等
後退用地等を寄付採納する場合	分筆測量及び分筆登記助成金
隅切り用地を寄付採納する場合	隅切り用地奨励金

表2

対策内容	助成金等
後退用地を整備する場合	整備助成金
	通路使用奨励金

3 市長は、次の各号に該当する場合は、助成金等を交付しないものとする。

- (1) 建築主等若しくは施工業者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当する場合
- (2) 助成金等の交付を受けようとする者が市税を滞納している場合

(助成金等の額)

- 第5条** 前条第1項各号に規定する助成金等の額は、別表3に掲げるとおりとし、交付申請の額は助成金等の合計とする。
- 2 前条第2項表1の助成金等の額については、千円未満の端数を切り捨てる。
 - 3 前条第2項表2の助成金等の額については、百円未満の端数を切り捨てる。ただし、助成金等の額は、10万円を限度とする。

(事前協議)

- 第6条** 建築主等は、助成金等の交付を受けるために後退用地等を寄付採納する場合又は後退用地を整備する場合は、あらかじめ、狭あい道路に関する協議書(第1号様式)正・副を市長に提出し、協議しなければならない。
- 2 前項の協議書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
 - (1) 位置図(都市計画図等の写し)
 - (2) 配置図
 - (3) 土地の公図の写し
 - (4) 土地の登記事項証明書の写し(発行から3箇月以内)
 - (5) 現地写真
 - (6) 法第6条第1項による確認済証の写し又はこれに代わるもの(寄付採納する場合及び対象敷地に建築物がない場合は除く)
 - (7) 前年度の固定資産税の納税証明書(完納を証するもの)又はこれに代わるもの
 - (8) その他市長が必要と認める書類
 - 3 市長は、第1項に規定する協議(以下「事前協議」という。)があったときは、その内容を審査し、その結果を狭あい道路に関する協議結果について(通知)(第1号様式の2)により建築主等に通知するものとする。

(道路境界確定)

- 第7条** 建築主等は、事前協議において、道路境界の確定の指示があった場合は、道路境界の確定を行わなければならない。
- 2 建築主等は、道路境界が確定した後、後退線上の折れ点及び筆界との交点に杭等を設置するものとする。

(助成金等の交付申請)

- 第8条** 建築主等で第4条の規定による助成金等の交付申請をする者(以下「申請者」という。)は、当該助成金等にかかる後退用地等の寄付申込をする、又

は後退用地の整備を着手する前に、狭あい道路対策事業助成金等交付申請書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
ただし、事前協議の際に提出した書類と変更がない書類は、添付を省略することができる。
 - (1) 土地の登記事項証明書の写し（発行から3箇月以内）
 - (2) 地積測量図（後退用地を整備する場合は道路用地の求積図）
 - (3) 後退用地の整備詳細図（寄付の場合は不要）
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 3 助成金等に係る後退用地を整備する場合、申請者以外に土地を使用する権原を有する者があれば、申請者は、当該権原を有する者すべての承諾を得て、その証を示した承諾書（第3号様式）を第1項の申請書に添付しなければならない。ただし、市長が不要と認める場合は、この限りでない。
- 4 第1項に規定する交付申請（以下「交付申請」という。）は、当該年度の11月末日までに提出するものとする。ただし、次に該当する場合は、この限りではない。
 - (1) 寄付にかかる交付申請については、当該年度の1月末日までに提出をし、当該年度の2月末日までに完了報告が提出できるもの

（助成金等の交付）

- 第9条** 市長は、申請者より交付申請があつた場合において、当該申請が適切であると認めるときは、助成金等の交付を決定（以下「交付決定」という。）し、その旨を狭あい道路対策事業助成金等交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、交付決定にあたり、必要があると認めるときは、条件を付することができる。
 - 3 交付決定の通知があつた後退用地等は、新たに第4条に規定する助成金等の申請をすることはできない。

（後退用地等の寄付）

- 第10条** 土地所有者は、前条第1項の交付決定の通知を受けたときは、速やかに、道路用地寄付申込書を市長に提出するものとする。ただし、寄付用地は一宮市公有財産管理規則（昭和62年規則第9号）第5条の定めによるものとする。
- 2 前項の道路用地寄付申込書を市長に提出するときは、次の各号をすべて満たしているものとする。

- (1) 後退用地等には、抵当権等所有権以外の権利の設定がないこと。
- (2) 後退用地等は、建築物、工作物等がない更地の状況で当該狭あい道路面と同等の高さであること。
- 3 第 1 項の道路用地寄付申込書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
 - (1) 位置図（都市計画図等の写し）
 - (2) 平面図
 - (3) 地積測量図
 - (4) 標準断面図
 - (5) 土地の公図の写し
 - (6) 土地の登記事項証明書の写し（発行から 3 箇月以内）
 - (7) 現地写真
 - (8) その他市長が必要と認める書類
- 4 市長は、当該申込が適切であると認めたときは、その旨を寄付受入通知書により土地所有者に通知するものとする。
- 5 土地所有者は、前項の通知書と引き換えに、「登記原因証明情報及び登記承諾書」及び「印鑑証明書」を市長に提出するものとする。

（助成金等の交付決定の変更）

- 第 11 条** 第 9 条第 1 項の規定により交付決定の通知を受けた申請者が、当該交付決定の内容の変更を行おうとするときは、狭あい道路対策事業助成金等交付変更申請書（第 5 号様式）を市長に提出しなければならない。この場合、申請者は、原則変更を行おうとする部分について説明する書類を添付するものとする。
- 2 市長は、前項に規定する申請が適切であると認めたときは、交付決定の内容を変更し、その旨を狭あい道路対策事業助成金等交付変更決定通知書（第 6 号様式）により申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

- 第 12 条** 申請者は、交付申請を取り下げる場合は、狭あい道路対策事業交付申請取下書（第 7 号様式）により市長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定は、なかったものとみなす。

（完了報告）

- 第 13 条** 申請者は、交付申請のあった内容についてすべて完了した日から起算して 30 日を経過した日又は交付決定があった日の属する年度の 2 月末日まで

のいずれか早い期日までに、狭あい道路対策事業完了報告書（第 8 号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 後退用地等を寄付採納した場合の報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
 - (1) 寄付受入通知書の写し
 - (2) 分筆後の土地の登記事項証明書の写し（発行から 3 箇月以内）
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 3 後退用地の整備をした場合の報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
 - (1) 完了後の後退用地の写真
 - (2) 法第 7 条第 5 項による検査済証の写し又はこれに代わるもの
（法第 6 条第 1 項の規定による建築確認申請を伴わないものは添付不要）
 - (3) 後退用地の維持管理に関する誓約書（第 8 号様式の 1）
 - (4) その他市長が必要と認める書類

（申請者の承継）

第 14 条 申請者が死亡又は合併等による消滅その他やむを得ない事情がある場合において、申請者の承継人が交付決定のあった内容で当該助成金等にかかる事業を完了し助成金等の交付を受ける意思があるときは、市長に届け出をして地位を承継することができる。

- 2 前項の規定に基づき、地位の承継を受けようとする者は、地位承継届（第 9 号様式）に地位を承継する者であることを証する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（助成金等の交付額の確定）

第 15 条 市長は、第 13 条の規定による完了報告書の内容を検査のうえ、適切であると認めるときは、助成金等の交付額を確定し、その旨を狭あい道路対策事業助成金等確定通知書（第 10 号様式）により申請者に通知するものとする。

（助成金等の交付）

第 16 条 申請者は、前条の通知を受けたときは、速やかに、狭あい道路対策事業助成金等交付請求書（第 11 号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の請求に基づき、申請者に助成金等を交付するものとする。

（後退用地の維持管理等）

第 17 条 寄付採納の場合を除き後退用地の維持管理は、建築主等が行うものと

する。

- 2 後退用地には、私物等の設置はできないものとする。
- 3 後退用地の舗装は、通行に支障がないものとし、舗装の仕様は別表 4 に掲げるとおりとする。

(是正指示)

第 18 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、建築主等に対して是正を指示することができるものとする。

- (1) 交付決定の内容及びこれに付した条件、関係法令並びにこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) 建築主等が後退用地の舗装等を故意又は重大な過失により破損したとき。
- (3) 後退用地の維持管理及び一般の通行の用に供する道路としての利用が適正に行われていないとき。

(交付決定の取消及び助成金等の返還)

第 19 条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合、市長は、狭あい道路対策事業助成金等交付全部（一部）取消通知書（第 12 号様式）により申請者に通知しなければならない。

- (1) 前条の規定による要請に応じないとき。
 - (2) 助成等に係る行為を中止し、又は正当な理由なく遅延したとき。
 - (3) 虚偽の申請その他不正行為を行ったとき。
 - (4) 第 4 条第 3 項に規定する者に該当することとなったとき、又は第 6 条第 1 項に規定する協議書の提出時に第 4 条第 3 項に規定する者に該当していたことが判明したとき。
 - (5) その他市長が不適切と認める事由が生じたとき。
- 2 市長は、助成金等の交付後に前項各号のいずれかに該当する事実があることを知ったときは、既に交付した助成金等の全部又は一部の返還を請求することができる。この場合、市長は、狭あい道路対策事業助成金等全部（一部）返還請求書（第 13 号様式）により申請者に通知しなければならない。

(財産の処分等の承認)

第 20 条 規則第 17 条に規定する市長の承認を受けようとする者は、同条に規定する行為に着手するまでに、財産処分等承認申請書（第 14 号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する申請が適切であると認めるときは、財産の処分等を承認し、その旨を財産処分等承認通知書（第 15 号様式）により前項に規定する申請を行った者に通知するものとする。
- 3 申請者が、第 4 条第 2 項表 2 による整備した後退用地において第 15 条による確定後、第三者に譲渡し、又は承継させた場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

（適用の除外）

第 21 条 この要綱は、次に掲げる事業には適用しない。

- (1) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定による市長の許可を受けた開発行為を伴う事業
- (2) 都市計画法に基づく事業等によって整備されるもの
- (3) 国、地方公共団体又はこれに準ずる団体が行う建築行為を伴う事業
- (4) その他この要綱を適用することが適当でないものとして市長が認めた事業

（関係書類の保管）

第 22 条 申請者は、この要綱に定める助成金等の関係書類を助成金等の交付を受けた年度終了後 5 年間保管しなければならない。

（その他）

第 23 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

一宮市狭あい道路対策事業助成金等交付要綱 別表

別表3（第5条関係）

項 目	助 成 額 等
(1) 分筆測量及び分筆登記助成金	140,000 円/件
(2) 隅切り用地奨励金	78,000 円/m ²
(3) 整備助成金	10,600 円/m ²
(4) 通路使用奨励金	3,000 円/m ²

別表4（第17条関係）

	種 類	舗装厚み	路盤の種類及び厚み
アスファルト舗装	密粒度アスファルト	t=50mm	RC-40、t=200mm